労務費

ダンピング

を用意。発注者の積算に照らし、 野に、発注者向けに調査方法などの指針 調査(仮称)」を導入する方針だ。 格制度にプラスして「労務費ダンピング 現行の低入札価格調査制度・最低制限価 務費の明示を新たに求めるのに合わせ、 保する目的でダンピング対策を強化す を踏まえ、公共工事で適正な労務費を確 自治体を含む公共工事全体での展開を視 国土交通省は第3次担い手3法の趣旨 元請が提出する入札金額内訳書で労 見積も

(低入札価格調査を導入している場合のイメ

失格

ング調査(仮称)を実施 一定水準を下回る

理由書の提出

正当な理由がない等

共工事入札契約適正化法 年内施行と同時に、改正公 務費や必要経費を記載した 金支払いの確認などに当た 八札金額内訳書の提出を義 入契法)で建設業者に労 労務費の見積もり規制の

現行調査 新たに追加 または強化 する項目

務化する。 労務費ダンピン

どの正当な理由がない場 た労務費が著しく低いかど グ調査では、内訳明示され 務費額が一定水準を下回 うか発注者として確認。労 省人化による効率化な 建設Gメンに通報する

一入札参加者が自ら実態に即 内訳まで見える形となって を改修し、確認を簡素化す 時に労務費が可視化され、 には材工分離の見積もりが る方向で検討する。 握できるよう積算システム 定着することで入札・契約 いない。そこで労務費を把 ステムが工種ごとの労務費 流れを想定する。 現状では発注者の積算シ 最終的 知

ことや地域特有の事情か | するような絵姿を描く。 ら、独自の歩掛かりを設定 比べて発注ロットが小さい も徹底する。設計金額の 出につながる好事 着手。予定価格の正確な算 している自治体の調査にも 査に乗り出す。 計など業務発注も含めた調 材単価に不透明な乗率を設 する「歩切り」の実態をフ 部を切り下げて予定価格に に、適正な予定価格の設定 して積算単価や工期を算定 定する「単価歩切り」や設 オローアップする考え。 自治体発注工事を念 水平展開する。 直轄工事と 例 資

費)」に関するワーキング 費に関する基準 グループで、公共工事にフ 26日に開いた中央建設業 (中建審) (標準労務 の「労務 策を強化。 オーカスして労務費・賃金 提案した。 の確保・行き渡り担保策を 「入り口」 でダンピング対 入札契約段階の 実際に支払う 甩 ンの運用や、 出口 直轄工事で試行する賃

るよう、直轄工事などの積算システムの

-定水準以上

られた労務費が適正かどうかを判断でき

ダンピング対策の強化の方向性

正当な理由あり

-般競争入札(総合評価方式)を想定 入札 が内訳明示された入札金額内訳書

低入札価格調査および特別重点調査の対象確認

改修も見込む。

||2面に関連記事

で賃金支払いを約束する コミットメント の段階で建設Gメ 契約当事者間 の活

建築用木材

政23 府年 計度 -高層の木質化促 世紀ぶり5%超

に対し、 総需要約2926万立方以 りに50%を上回ったこと 用木材の自給率が半世紀ぶ が、政府の集計で分かった。 2023年度の国内建築 国内生産量が55・ 階建て以上の中高層建築物 促進策をさらに展開する。 月に緩和するなど木材利用 建築基準法の構造規制を4 の木造・木質化を促すため、

3%に当たる約1618万

農林水産省ら関係省庁で

つくる木材利用促進本部 (本部長·江藤拓農水相)

時点で、 が木造だが、低層非住宅は 3立方以、 た。協定に基づき木造・木 業などとの の総床面積は約3・1万平 に完成した中高層木造建築 住宅分野の木造化は依然と 15 5 % 見ると、低層住宅は約8割 木材使用量は計3万145 質化した建物は632棟。 ど5社・グループと締結し 鹿島・かたばみグループな や安藤ハザマ、 用促進協定」は24年12月末 国と建設関係団体や民間企 1%未満にとどまり、 **万1207** ジ相当に上っ して進んでいない。同年度 24年度の木材利用状況を 大成建設グループ 炭素貯蔵量は2 中高層建物は0 「建築物木材利 前田建設、 非

開き、「建築物の木材の利 が26日に東京都内で会合を

施状況」を取りまとめた。 用の促進に向けた措置の実

りを進める。 での木質化促進の環境づく 供給の枠組みを26日に公表 をモデルにした構法と部材 構造規制は4月に緩和す は建築基準法を改正し、 築物」に追加。国土交通省 に木造化を促進する公共建 階建ての

事務所や共同住宅 の中高層建築物を「積極的 した。法令、基準などの面 八規制を24年4月に緩和。 同本部は、 林野庁と共同で木造4 4階建て以上

5年03月27日 001面 0 1版 No. 03

基準額引き上げ 少 額 随 契 0)

価格が少額の場合に選択で 政府は、 国の契約で予定 4月1日から 工事処万円に

降、

移してきたことなどから改 定されていなかった。

ただ

から200万円に見直す。

た対応。 年の物価上昇などを踏まえ 準額を引き上げる。 工事の場合、 ここ数 現行

は予定価格250万円以下

で少額随契を選択可能とし

きる「少額随意契約」

の基

および会計令)

などを改正 (予算決算

25日に予決令

に見直す。

ているが、

400万円以下

する政令を閣議決定した。

4月1日に施行する。

地方

引き上げる。 自治体の基準額も同日から

る。

工事だけでなく製造契

同じ基準額を適用してい

約や財産の買い入れ、

物件

の借り入れ、財産の売り払

き上げるべきとの要望が強

くなっていた。

国と都道府県、

政令市は

素化の観点から基準額を引 各省庁からも契約事務の簡 業物価指数が前回改定時か

・ 5倍を超えて上昇。

コロナ禍後の物価高騰で企

基準額は1975年以 物価が長く安定的に推

基準額を現行の130万円 除く市区町村では、 額を引き上げる。政令市を 工事の

他の契約で、それぞれ基準

物件の貸し付け、

その

5年0 3月2 0 1版 No. 2 6 日 0 0 1面

0